

## [小学校理科教育等設備台帳作成要領]

### 1 対象学校

理科教育設備整備費等補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる全ての小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）において作成すること。

なお、作成する学校種別毎に総括表の「小学校理科教育等設備整備台帳（理科設備）」の「小学校」をそれぞれ、「視覚特別支援学校（小学部）」、「聴覚特別支援学校（小学部）」又は、「肢体等特別支援学校（小学部）」と読み替え、また、算数設備については、「（理科設備）」を「（算数設備）」と読み替え、「知的特別支援学校（小学部）」を含め、それぞれ作成すること。

### 2 作成時期

各年3月31日現在において作成すること。

### 3 作成責任者

校長

### 4 対象設備

各学校で管理する理科設備又は算数設備の状況について作成すること。

### 5 総括表について

(1) 「令和2年3月31日現在の現有額」は、「設備表」の「令和2年3月31日現在の現有状況」の「現有額」の合計額を記入すること。

(2) 「学校規模」は、当該年度の5月1日現在で、「学校基本調査」に記載された学級数等を記入すること。

なお、特別支援学級を設置する場合は、内数で、特別支援学級数及び学校教育法第81条に定める知的障害等の障害種別を記入すること。

(3) 「基準金額」は、理科教育設備整備費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別記2-1に定める「1校当たりの基準金額」を記入すること。

(4) 「前年度末現有額」は、令和2年度においては、「令和2年3月31日現在の現有額」を、令和3年度以降においては、「設備表」の前年度の「年度末における現有状況」の「現有額」の合計額を記入すること。

(5) 「当該年度の整備額」は、「設備表」の「当該年度整備状況」の「整備額」の合計額を記入すること。

また、「うち国庫補助金額」は、交付要綱第13条第1項に定める確定額を記入すること。

(6) 「廃棄等による処分額」は、「設備表」の「廃棄等」の「処分額」の合計額を記入すること。

(7) 「台帳作成者 職・氏名」は、実際に台帳の記入にあたった者の職名及び氏名を記入すること。

(8) 「台帳作成責任者 職・氏名」は、作成責任者の職名及び氏名を記入すること。

## 6 設備表について

- (1) 「区分」は、交付要綱別記2別表に定める理科設備については、「計量器、実験機械器具、野外観察調査用具、標本及び模型」を、算数設備については、「提示説明器具、実験実習器具及び計算器具」の区分を記入すること。  
また、それぞれの区分ごとに小計を算出すること。
- (2) 「品目」及び「基準数量（組）」は、交付要綱別記2別表に定める品目及び数量（組）を記入すること。  
また、それぞれの品目ごとに小計を算出すること。
- (3) 「構成品名」は、「品目」に該当する整備品名（製作した設備を含む。）を品名ごとに記入すること。  
また、「最重点設備○」は、交付要綱別記2別表に定める「最重点設備」の場合、「○」を記入すること。
- (4) 「令和2年3月31日現在の現有状況」は、現有設備の数量（組）及び現有額を記入すること。なお、現有額は、取得時の価格によること。
- (5) 各年度における「当該年度整備状況」は、補助金以外による設備を含め、整備された全ての設備の数量（組）及び整備額を記入すること。なお、整備額は、取得価格を記入すること。  
なお、当該年度整備状況における整備額は、取得価格が1組1万円未満の設備は含まないものとすること。  
また、「補助金交付設備○」は、補助金が交付されている設備である場合、「○」を記入すること。
- (6) 「当該年度整備状況」における「うち財産処分制限対象（補助金交付設備のみ）」は、補助金が交付されている設備のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の場合に数量（組）及び整備額を記入すること。  
なお、財産処分の制限については、交付要綱第16条を参照のこと。
- (7) 各年度における「廃棄等」は、廃棄等により財産処分した設備の数量（組）及び処分額を記入すること。なお、処分額は取得時の価格によること。
- (8) 各年度における「年度末における現有状況」は、令和2年度においては、「令和2年3月31日現在の現有状況」の数に、「当該年度整備状況」の数を加え、「廃棄等」の数を差し引いて算出すること。  
また、令和3年度以降においては、前年度の「年度末における現有状況」の数をもとに、令和2年度の場合と同様の方法により算出すること。

## 7 その他

- 上記により定める設備表は、以下の条件をいずれも満たしている場合、各学校において備えられる備品台帳等に代えることができることとする。
- ①総括表は文部科学省が定めるものを使用すること。
  - ②理科設備及び算数設備を抽出できること。
  - ③上記により定める設備表の全ての項目が抽出できること。